

2025年度（令和7年度）
P T A 書 面 総 会

書 面 総 会 次 第

Ⅰ. 議事

第1号議案 2024年度活動報告

第2号議案 2024年度会計決算報告並びに監査報告

第3号議案 2025年度活動方針・計画(案)

第4号議案 2025年度会計予算(案)

第5号議案 2025年度役員(案)

明石市立魚住東中学校 P T A

第1号議案

2024年度 活動報告

月	日	活 動 内 容
4	9	入学式
	12	離任式（花束購入）
	26	PTA 書面総会
5	13	第1回役員会
	29	トライやる・ウィーク推進協議会
7	26	明石市連合 PTA 小・中学校教頭会
8	21	明石のコミュニティ・スクールフォーラム 2024
10	5	体育大会
	16	魚住東中学校運営協議会
	24	文化祭（保護者受付・展示管理）
	25	文化祭
11	19	明石市連合 PTA 校園長懇談会
12	23	魚住東中学校運営協議会
2	27	新入生保護者説明会
3	9	第1回本部役員会
	10	3年生 学年費会計監査
	14	1・2年生 学年費会計監査
	14	卒業式
	26	クラブ振興会会計監査

関係機関への参加

- ・ 明石市立魚住東中学校区少年クラブ振興会
- ・ 魚住東地区社会福祉協議会
- ・ 明石市連合 P T A
- ・ 魚住まちづくり協議会
- ・ 明石市立魚住小学校
- ・ 明石市立魚住幼稚園
- ・ 魚住東地区人権教育研究協議会
- ・ 魚住東中学校地区青少年愛護協議会
- ・ 魚住東コミュニティーセンター運営委員会
- ・ 錦が丘校区まちづくり協議会
- ・ 明石市立錦が丘小学校
- ・ 明石市立錦が丘幼稚園

第2号議案

2024年度 一般会計決算報告

【収入の部】

項 目	予算(円)	決算(円)	備 考
会 費・協力金	400,000	377,000	生徒徴収分 358,000 円
			職員徴収分 19,000 円
			利息 0 円
繰入金・雑収入	1,000,207	1,000,623	備品積立金口座解約繰入金 1,000,282円
			利息 341円
繰越金	2,189,659	2,189,659	前年度からの繰り越し
合 計	3,589,866	3,567,282	

【支出の部】

項 目	予算(円)	決算(円)	備 考
運営費	旅費	15,000	2,400 校長懇談会交通費・小中学校教頭会交通費等
	備品消耗品費	30,000	539 備品・運営消耗品費
	会議費	50,000	3,032 総会・役員会等の諸経費
	通信費	5,000	556 振込手数料等
	施設協力費	250,000	250,000 校内補修代
	渉外費	50,000	26,400 校園長懇談会費・小中学校教頭会費
	慶弔費	100,000	27,000 離任式花束代等
	負担金	100,000	34,093 連合PTA分担金・PTA安全会費
	活動費	100,000	0
記念事業積立金	100,000	100,000	記念事業費等の積立
予備費	2,789,866	0	
合 計	3,589,866	444,020	

◎収入合計 3,567,282 円 支出合計 444,020 円 残高 3,123,262 円

第3号議案

2025年度 活動方針 (案)

1. 生徒たちが、楽しく活発に学校生活を送れるための環境づくりへのサポート
2. 地域の皆さんと共に、校区の「安心」「安全」な町づくりへの活動
3. PTAだよりを通じて、学校や地域の情報の共有化
4. 保護者のPTA加入・非加入に関わらず、生徒への平等な活動

- 会員が協力しあい、保護者と学校との相互理解を深め、生徒たちによりよい学習環境を作っていきましょう。
- 行事を通じて生徒たちと共通の話題を持ち、親子のよりよい関係を作っていきましょう。
- 活動を通じて地域の方々との関係を深め、よりよい生活環境を作っていきましょう。
- PTAだよりの情報を通して、子どもたちの通う学校の状況及び学習環境に目を向けていきましょう。

2025年度 活動計画 (案)

1. 会議
 - (1) 書面総会 (2) 役員会 (3) 本部役員会
2. 本部活動
 - (1) PTAだよりの掲載
 - (2) PTA活動全般の運営に必要な活動
3. 関係諸団体や諸機関との連携活動
 - ・ 明石市立魚住東中学校区少年クラブ振興会
 - ・ 魚住東地区社会福祉協議会
 - ・ 明石市連合PTA
 - ・ 魚住まちづくり協議会
 - ・ 明石市立魚住小学校
 - ・ 明石市立魚住幼稚園
 - ・ 魚住東地区人権教育研究協議会
 - ・ 魚住東中学校地区青少年愛護協議会
 - ・ 魚住東コミュニティーセンター運営委員会
 - ・ 錦が丘校区まちづくり協議会
 - ・ 明石市立錦が丘小学校
 - ・ 明石市立錦が丘幼稚園

第4号議案

2025年度 一般会計予算 (案)

自 令和 7年4月 1日
至 令和 8年3月31日

収入の部		支出の部	
項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)
会費・協力金 (年1000円×400軒)	400,000	旅 費	15,000
雑 収 入	0	備品消耗品費	30,000
繰 越 金	3,123,262	会 議 費	50,000
		通 信 費	5,000
		施設協力費	250,000
		渉 外 費	50,000
		慶 弔 費	100,000
		負 担 金	100,000
		活 動 費	100,000
		記念事業積立金	100,000
		予 備 費	2,723,262
合 計	3,523,262	合 計	3,523,262

2025年度 特別会計予算 (案)

自 令和 7年4月 1日
至 令和 8年3月31日

記念事業積立金

収入の部		支出の部	
項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)
前年度繰越金	3,871,993		
受取利息	0		
一般会計より	100,000	次年度繰越予定額	3,971,993
合 計	3,971,993	合 計	3,971,993

第5号議案

2025年度役員(案)

会 長	河野 裕道(3-3)
副会長	小田 美貴(3-1)
副会長	橋本 真輔(2-5)
庶 務	笥 由美(3-1)
会 計	下村 多江子(3-5)

顧 問

魚住東中学校 校長 松原成宏

会計監査

前会計 奥野 香里	前庶務 山本 あゆ美
-----------	------------

事 務 局

魚住東中学校(Tel918-5895)	教頭 魚家 亮	
1年 増田 諭	2年 小村 裕樹	3年 田中 秀輝

明石市魚住東中学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は「明石市立魚住東中学校 P T A」といい、所在地を明石市魚住町金ヶ崎 1 6 8 7 番地の 1 4 魚住東中学校内に設ける。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、魚住東中学校に在籍する生徒の保護者と同校の教職員で構成する。

(目 的)

第 3 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における生徒の健全な育成をはかることを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は、前条の目的をかなえるために、次の活動に取り組む。

- 1 生徒の教育環境や生活環境をよくする活動。
- 2 保護者と教職員さらには地域社会が連携し、協力し合い、生徒の健全な成長をはかる活動。
- 3 よりよき保護者・教職員となるように努める活動。
- 4 その他、前条の目的を達成するために必要な活動。

第 2 章 機 関

第 5 条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 本部役員会

(総 会)

第 6 条 1 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

2 総会（臨時総会を含む）は会長が招集または書面による議決権行使書により決するものとし、毎年 1 回開くものとする。（定期総会）

3 役員会が必要と認めた場合、または役員の過半数、構成員の 3 分の 1 以上の要求があつた場合には、会長は臨時に総会を招集しなければならない。（臨時総会）

4 総会で議決しなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 活動方針・活動計画並びに活動報告に関する事項
- (3) 予算並びに決算の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他、重要な事

(役員会)

第7条1 役員会は会長・副会長・庶務・会計・学年役員で構成する。

また、役員会には学校長と事務局として教頭・各学年主任が出席することができる。

2 役員会は本会の執行機関であり、総会に次ぐ議決機関である。

3 役員会は次の事項の協議を行い執行する。

(1) 総会の議決事項の執行に関すること。

(2) 活動の企画・準備・実施など活動状況の把握と推進に関すること。

(3) 問題や課題の共有とその解決に関すること。

(4) 予算の補正に関すること。

(5) 総会に提出する議案に関すること。

(6) その他、緊急を要すること。

(会の成立と議決)

第8条1 総会の成立は、構成員の過半数以上（委任状、議決権行使書を含む）とし、その議決は出席者の過半数または、議決権行使書の賛同者が構成員の過半数により決するものとする。但し、本規約については、3分の2以上の承認により改正することができる。

2 役員会の議決は出席者の過半数をもって決する。

(本部役員会)

第9条1 本部役員会は、本部役員である会長・副会長・庶務・会計で構成する。

2 本部役員会は、必要に応じて開くものとし、役員会の運営も含めた活動の調整や緊急事項の協議を行う。

3 前項の他に本部役員による臨時役員会を開くことができる。

第 3 章 役 員

第10条 本会は次の役員をおく。

会長 1 名

副会長 若干名

庶務 若干名

会計 若干名

学年役員 若干名

(役員の任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代理し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 庶務は、本会の事務を処理するとともに、本部役員として会の運営に関わる。

4 会計は、本会の会計事務を処理するとともに、本部役員として会の運営に関わる。

5 学年役員は、学校との連携をはかりながら活動に取り組み、生徒の学校における生活環境の整備に努める。

(役員の選出)

第12条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 役員の選出については、役員選考委員会を設置し選考する。
 - 2 役員選考委員会は、本部役員で構成される。
 - 3 役員選考委員会は、次年度本部役員を選考し、候補者を決め、役員会に推薦する。
- 最終的には総会の承認を経て次年度役員を決定する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は総会から総会までの1年とする。再任は妨げないが、同一役職の任期は原則として2年までとする。

また、欠員が生じ活動に支障がある場合は、役員会が選任するものとする。
補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 顧問

第14条1 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、会長が推薦する本会に顕著な功績のある者を総会の承認を得て、会長が委嘱する。また、学校長は職指定として顧問となる。
- 3 顧問は、必要に応じ本会への支援活動を行う。
- 4 顧問の任期は、第13条の規定を準用する。但し、学校長の任期は在職期間とする。
- 5 顧問の定数は若干名とする。

第5章 会計監査

第15条1 本会に会計監査を置く。

- 2 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 3 会計監査の任期は、第13条の規定を準用する。
- 4 会計監査の定数は若干名とする。

第6章 会計

第16条 本会の活動に要する経費は、会費・協力金・寄付金・委託金・その他をもって充てる。

第17条 本会の会費は、年額1000円とする。原則として、途中入会・退会の際の徴収・返金はしない。

第18条 本会の経理は、予算に基づいて行われる。但し、役員会の承諾を得て、これを変更することができる。

第19条 本会の経理は、会計監査を受けて総会に報告し、承認を得なければならない。

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第 7 章 個人情報取扱規則

魚住東中学校PTA(以下、本会)が保有する個人情報の適正な取り扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や、管理について以下の通り定めるものとする。

第21条 目 的

本会が保有する個人情報において、適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

第22条 債 務

本会は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会で取り扱う個人情報の取得・利用・管理を適正に努めるものとする。

第23条 管理者 及び 取扱者

本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は役員とする。

第24条 守秘義務

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第25条 収集方法 及び 利用目的

個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を決め、公開し本人に明示する。取得した個人情報は、PTA活動に関するものに限定をする。

第26条 管理・保管 及び 持ち出し等

- 1 個人情報は管理者及び取扱者が安全かつ適正に管理する。
- 2 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管し、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、パスワードをかけるなど適切に行うものとする。
- 3 不要となった個人情報は管理者立ち会いのもと速やかに廃棄する。

第27条 漏えい時の対応 及び 苦情の処理

- 1 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。
- 2 個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第28条 個人情報の共同利用

本会は、他校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

第29条 情報開示等

本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法

令に沿ってこれに応じる。

第30条 第三者提供の制限

個人情報とは以下の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者への提供を行わないものとする。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第31条 第三者提供にかかる記録の作成等

本会は、個人情報を第三者(第30条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の名称
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の名称
- 4 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第32条 改正

本会の情報取扱規則は、役員会において協議し、総会で承認を得るものとする。

第8章 雑 則

(内 規)

第33条 本会の円滑な運営をはかるために、別に内規を定める。
尚、内規の改正は役員会に委任し決定する。

付 則

施行期日

- 1 この規約は、昭和63年5月7日より施行する。
- 2 この規約の一部を平成7年5月20日に改正し、同日より施行する。
- 3 この規約の一部を平成14年1月19日に改正し、同日より施行する。
- 4 この規約を平成15年5月10日に全面改正し、同日より施行する。
- 5 この規約の一部を平成19年5月12日に改正し、同日より施行する。
- 6 この規約を平成23年1月14日に全面改正し、同日より施行する。
但し、会費と慶弔規定については同年4月1日より施行する。
- 7 この規約の一部を平成30年5月12日に改正し、同日より施行する。
- 8 この規約の一部を令和2年11月20日に改正し、同日より施行する。
- 9 この規約の一部を令和5年5月10日に改正し、同日より施行する。
- 10 この規約を令和6年5月14日に全面改正し、同日より施行する。
但し、会費と慶弔規定については同年4月1日より施行する。

第2号議案

2024年度 特別会計決算報告

記念事業積立金

【収入の部】		
	予算 (円)	決算 (円)
前年度繰越金	3,771,466	3,771,466
受取利息	0	527
一般会計より	100,000	100,000
合 計	3,871,466	3,871,993

【支出の部】		決算 (円)
		0
合 計		0

◎収入合計 3,871,993 円 支出合計 0 円 残高 3,871,993 円

備品積立金

【収入の部】		
	予算 (円)	決算 (円)
前年度繰越金	1,000,207	1,000,207
受取利息	0	75
一般会計より	0	0
合 計	1,000,207	1,000,282

【支出の部】		決算 (円)
口座解約 (一般会計へ繰入)		1,000,282
合 計		1,000,282

◎収入合計 1,000,282 円 支出合計 1,000,282 円 残高 0 円

会計監査報告

2024年度の会計は、報告の通り間違いがないことを確認しました。

2025年 4月 3日

監査員 鈴木 枝里子 榎本 悦子